

5. 農業委員会について

(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「農業委員会が果たすべき役割について、十分機能するような改革を検討すべきである。」【平成20年中検討開始】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(2) 耕作放棄地が現状にまで拡大した事実を踏まえれば、今後、農地の利用監視機能を農業委員会が担うことは適切でないと考えられるが、見解を伺いたい。
併せて、今後も農業委員会が農地の利用監視機能を担うべきと考えるのであれば、農業委員会の農地の利用監視機能をどのように強化し、実効性を確保していくのか、見解を伺いたい。

(3) 現在の農業委員会の利用調整機能に関して、農業経営者より、農業経営者にとって積極的に利用を斡旋してもらえる者もいれば、逆に、全く斡旋されない者もいるという指摘があるが、公平性が担保されていると考えるか、見解を伺いたい。
併せて、公平性が担保されていると考えるのであれば、どのように担保されているのか、具体的に教示願いたい。

(4) 農業委員会の情報提供や利用調整については、公平なルールや仕組みの導入が必要であると考えられるが、見解を伺いたい。
併せて、公平なルールや仕組みの一環として、利用調整に係る競争入札を導入することについて、どのように考えるか、見解を伺いたい。

(5) 農業経営者より、これまで農業従事経験のない個人（親から農業を引継ぐ個人を除く）が農業に参入し農地利用権を得るためには、農地の賃貸の可否について農業委員会の審査を受けなければならないが、耕作機具の手当てや農産物の出荷先などが審査され、これらについて中途の立たない者は除外されるという指摘がある。これらの審査過程の記録及び申請による開示がなされるものとなっているのか、教示願いたい。

併せて、このような農業委員会の行為は担い手の育成・拡大を阻害していると考える。また、本来、農機具の手当てや農産物の販売等への支援やアドバイスをすべき立場にあるのが農業委員会であると考えるが、見解を伺いたい。

(6) 農業委員会は、新規参入者に対して、経営計画（経営規模、人件費等）の提出を求めているが、新規参入者に限って、経営計画を求める目的、理由及び法的根拠を教示願いたい。

併せて、経営計画を否認または認定することについての、農業委員会の権限、責任、認定・非認定の判断に関する規定は整備されているか、教示願いたい。

(7) 農業委員会の委員構成は、地元の農業者を母体とする選挙委員（40名以内）と選任委員（農協、農業共済組合及び土地改良区の代表者各1人以内と学識経験者4人以内）で構成されているが、選挙委員以外に選任委員を含めて構成している目的を明示願いたい。

(8) 地域現場において、農業委員会が農地の標準売買価格を設定しており、農地の売買はその価格を参考として行われているとの指摘があるが、見解を伺いたい。併せて、標準小作料と異なり標準売買価格は法制度において存在しないものと認識している。実際に標準売買価格を設定している農業委員会があるならば、そもそも法制度において存在しない標準売買価格は、早期に廃止すべきであると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

(1) ~ (6) について

1 農地が効率的に利用されるよう、適切にあつせんが行われる必要があると考えている。

農業委員会が行うあつせんについては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）も踏まえ、農業経営の規模の拡大、農地の集団化など農地保有の合理化が図られるよう、それぞれ基準を設けることとしており、農地の効率的な利用が促進されるよう指導を徹底していきたい。

なお、入札については、単に資力によって判断することとなり、望ましい土地利用という観点を反映させることができ難で、なじまないと考えている。

2 農業委員会が行う農地法第 3 条の許可等に当たっては、農地を取得等する者が農地として適切に利用するか否かをチェックするために必要な農機具の手当を含めて申請内容を判断している。この場合、必要に応じて當農計画書等の提出を求めているが、単に新規参入者であるということをもって提出を求めるものではなく、真実性を裏付けるために必要不可欠なものか等に留意し、申請負担の軽減を図るよう指導しているところ。

3 農業委員会の議事については、

- ① 農業委員会は合議制を探っており、総会等の実施に当たっては、会議の公開、議事録の作製・縦覧を義務付けていること
- ② 農業委員会の委員については、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」ことなど、業務運営の中立性・公平性・透明性の確保を図っているところ。

4 農業委員会が果たすべき役割について、十分機能するような改革については、法令に基づく許可等の業務については、透明性を確保しながら公平公正な判断ができるよう、また耕作放棄地への指導等の法令に基づく業務以外の業務についてはより活発な活動が行われるよう、検討を行っているところ。

(7) について

農業委員会の委員構成については、農業者が自ら選挙する委員を中心として組織することは制度の根幹であるが、選任委員は、農業委員会の所掌業務の円滑な遂行を図る観点から、業務とかかわりの深い関係機関や、幅広い分野の学識経験者の参画を得る必要があるとの趣旨により設けられている。

(8) について

御指摘のあった標準売買価格については詳細に承知していないが、農業委員会が地域の農地の売買の参考となるよう、目安の情報として自主的に提供していることについては、特段の問題はないと考える。

7. 農業経営の再生について

(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「農業経営の規模拡大やリスク分散によつては、都道府県をまたがる農業経営も考えられ、農業再生委員会同士の連携が必要な場合も考えられるため、今後の農業再生委員会の運用状況も踏まえ、必要な措置を検討するべきである」【平成20年度以降検討】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(回答)

- 1 農林水産省では、経営が困難となつた担い手農業者の経営の再生やその有する経営資源の他の担い手への円滑な承継を支援するため、農業再生委員会の設置に取り組んできたところである。
- 2 しかし、農業再生委員会の設置は、各都道府県毎に行われるため、都道府県をまたがる農業経営等に対し、都道府県域を超えて支援を行う必要が生じた場合には、対応が困難となることが想定される。
- 3 そのため、農林水産省では、現在、担い手の事業再生や経営資源の承継について、都道府県域を超えて支援が必要な場合でも対応が可能となるよう措置するため、21年度予算において必要な経費を要求している。
- 4 具体的には、全国段階に農業分野の事業再生に知見のある弁護士、公認会計士等の専門家や金融機関OBなどのコーディネータで構成する支援チームを設置し、この支援チームが各県の農業再生委員会同士の連携拠点の役割を果たすほか、農業再生委員会の設置促進や機能強化、或いは必要な場合には、未設置県等における直接的な対応を実施することを検討しているところである。

(2) 農業経営の破綻が増加しているとの指摘があるが、定量的に把握し、その原因等も分析しているか、教示願いたい。

(回答)

- 1 農業経営の破綻状況について定量的に把握するため、農林水産省独自で調査しているものはないが、信用調査会社の調査を通じ、負債額1,000万円以上の企業倒産件数の動向を把握している。
具体的には、(株)東京商工リサーチの調査によれば、農業・林業・漁業・鉱業という第一次産業全体で、平成18年度86件、19年度80件となっている。
また、20年度に入ってからは、4月6件、5月13件、6月3件、7月13件と推移した後、8月は1件となつてている。
- 2 最近は、原油をはじめとする資材価格の高騰により、農業経営の収益性が悪化していることから、各種機関や地方組織等と連携することにより、経営状況を的確に把握し、経営破綻の防止に努めていく必要があると考えている。

(3) 農業経営の破綻時には、他の経営者への円滑な農地の流動化のみならず、当該農地が集積されているならば、その集積を維持したまま流動化させることも極めて重要となると考えられるが、農業再生委員会や農業委員会では、それに向けてどのような対策を施しているか、教示願いたい。

(回答)

1 農業再生委員会は、行政担当者や金融機関、弁護士、公認会計士等の専門家が構成員（県によっては農業会議が構成員となつているケースもある）となり、経営困難となつた農業者の再生又は整理承継を支援することにより、その有する農地等の優良な経営資源の有効活用を目的として、都道府県域に設置される組織である。

2 農業再生委員会では、経営困難農業者の経営を見極めを行った上で、経営の再生が不可能な場合には、その農業者の有する農地等の経営資源が他の担い手へ円滑に承継されるよう、受け皿となる農業者のあっせんを行うとともに、その農地等に設定されている抵当権の抹消や受皿農業者が農地等を承継するために必要な出融資について関係金融機関と調整を図る等の支援を行っている。

3 このような農業再生委員会の活動については、農業経営の破綻時等において農地を他の農業者へ円滑に承継させるのに資するものとと考えており、当該農地がすでに集積されているならば、その集積を維持したまま流動化させることは重要であると考えるが、円滑な承継を進めた結果、複数の担い手に分割して承継されることもあると考える。

(4) 農業経営の破綻時における農地の権利調整については、これまでの農業経営における債務の清算が必要となる場合が多い。債権者である金融機関は、債務の清算のために一般的に担保を処分することとなるが、処分方法が農地として利用されることに限定されたため、その金融機関の処分方法や法定処分の結果等により、当該農地が塩漬けとなり、担い手への権利移動が行われるに至るまで多くの時間を要する場合がある。農地の流動化を促進するためには、これらの問題点を解消すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

1 担保農地を処分する場合であっても、農地を取得する者については、きちんと適正に農業を行う見込みがあるかをチェックすることが必要不可欠である。

2 一方、当該農地が塩漬けとなることは好ましいものではなく、経営困難に陥った農家の経営資源を円滑に承継できるようにすることは重要であると考えており、当省では、経営困難農業者の有する経営資源の有効活用を図るために、経営困難農業者の経営の再生やその有する経営資源の他の担い手への円滑な承継を支援する農業再生委員会の各都道府県への設置に取り組んでいるところ。

8. 経営対策、担い手対策について

(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「リスクヘッジ手段として現行の対策が十分に機能しているかを必要に応じて検証した上で、農業経営のリスクヘッジ手段の在り方について検討すべきである。併せて、平成20年度中に検討状況を公表すべきである。」[平成20年度措置]とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(回答)

- 1 昨年、農業経営のリスクヘッジ手段の一つとして、委員からご指摘があった農協系統による買い取り方式の拡大については、国としても、取組を進めてもらいたいと考えている。
- 2 そのため、平成20年5月16日に開催された第12回「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会（各業界の専門家及び学識経験者等によって構成）において、生産者・実需者等から米の取引価格等に関してヒヤリングをするなど、は種前契約や収穫前契約を含めた米の取引価格について意見交換を行い、その検討内容については当省のホームページに掲載しているところである。
○
- 3 今後も、こうした検討状況等について、必要に応じて当省のホームページに掲載するなど公表していきたいと考えている。

8. 経営対策、担い手対策について（2）

① コメの先物市場の上場が、何故、生産及び生産調整に影響を及ぼすのか、その根拠を教示願いたい。

（回答）

1 米の試験上場の申請に対する認可・不認可の判断基準の一つとして、商品取引所法第155条第3項第2号ロの「生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある」ことに該当するかどうかがあるが、これについては、平成10年の商品取引所法改正時における法解釈、いわば立法時の法解釈に基づき、「十分でなくとも一定程度業者の利用の意向があるかどうか」及び「生産・流通・価格政策と整合的であるかどうか」により判断される。

2 米については、潜在的需給ギャップが大きいことを背景として、政府は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づき、米穀の需給及び価格の安定を図るため、生産調整を実施することとし、その実施の実行性を担保するため、生産調整への参加を要件とした各般の施策を講じている。これらの施策により、生産調整実施者については引き続き生産調整に参加し続けるよう、また、生産調整非参加者については、新たに生産調整に参加するよう、それぞれ誘導しているところである。

3 他方、米の先物取引をする市場を開設することは、生産調整に参加するか否かにかかわらず、すべての生産者に先物取引を通じた販売を可能とすることとなり、明らかに、生産調整への参加を要件とした施策を実施することにより、生産調整への参加を誘導している現在の政策とは整合性を保てないこととなる。

4 平成17年12月、東京穀物商品取引所及び関西商品取引所から、それぞれ米の先物取引の試験上場にかかる定款の変更の許可の申請があつたが、これらの申請について、米の先物取引をする商品市場を開設することは、現在の生産・流通・価格政策と整合的ではないことから、商品取引所法第155条第3項第2号ロの「生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある」ことに該当すると判断し、平成18年4月12日付けをもって不認可としたものである。

② コメ先物市場の上場により、販売価格のリスクヘッジが可能となれば、農業経営者は価格変動に対応できるだけでなく、安心して規模拡大の計画を立案できるようになり、農地の集積にも寄与するものと考えられ、リスクヘッジ手段として、コメ先物市場が非常に有効と考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

1 米の先物取引の試験上場については、平成17年12月に東京穀物商品取引所及び関西商品取引所からの申請がなされ、農林水産省は商品取引所法に基づいて審査したところである。

2 その結果、米の先物取引をする商品市場を開設することは、生産調整に参加するか否かにかかわらず、すべての生産者に先物取引を通じた販売を可能とすることとなり、明らかに、生産調整への参加を要件とした施策を実施することにより、生産調整への参加を誘導している現在の政策とは整合性を保てないこととなることから、現段階で米の上場を認めることは、生産調整の円滑な推進、ひいては生産に著しく支障を及ぼす恐れがあるため、平成18年4月12日付けをもって、不認可としたものである。

3 このような状況について、特段の変化はしていないものと認識しており、今後、米の先物上場に係る定款変更の申請がなされれば、その内容を踏まえ、商品取引所法の規定に基づいて適切に判断することとなる。

③ 東京穀物商品取引所及び関西取引所からの申請を待つまでもなく、リスクヘッジ手段の拡充に向けて、コメ先物市場の上場を視野に入れて検討すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

1. 平成17年12月、東京穀物商品取引所及び関西商品取引所から、それぞれ米の先物取引の試験上場にかかる定款の変更の許可の申請があったが、これらの申請について、米の先物取引をする商品市場を開設することは、現在の生産・流通・価格政策と整合的ではないことから、商品取引所法第15.5条第3項第2号ロの「生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある」ことに該当すると判断し、平成18年4月12日付けをもって不認可としたものであり、現時点においても、特段の状況変化はないものと認識している。
2. いざれにせよ、当省としては、取引所から米の先物市場の上場に係る定款変更の申請がなされれば、その内容を踏まえ、商品取引所法の規定に基づいて適切に判断していくこととなる。

8. 経営対策、担い手対策について

(3) 規制改革推進のための第2次答申において、「農業金融の円滑化に関しては、

「規制改革推進のための3カ年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において、「新たな資金調達手法の内容、具体的な事例、課題等について、一定の結論を得て、金融機関、農業経営者等に情報の公開を引き続き行うべきである。【平成19年度措置】とされていることについて、特に運転資金の円滑化に資する新たな資金調達手法を含め、引き続き取り組んでいくべきである【平成20年度措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(答)

1 農林水産省では、農業金融の円滑化に向けて、金融機関等の農業融資に知見のある者をメンバーとする検討会を開催し、例えば、畜産部門における家畜等の動産担保を活用した資金調達手法について検討を進めてきたところである。

2 こうした検討の中で、新たな資金調達手法として期待されている動産担保融資（AB L）は、農業者の多様かつ安定的な資金調達に有効な手法であり、農林水産省では、農業分野の動産担保融資の普及推進に向けて、金融機関、農業者等に広く情報提供を行うことが必要であると認識している。

3 そのため、現在、農林水産省のホームページ上に動産担保融資に関するサイトを開設し、畜産や米、野菜といった農業分野の動産担保融資に関する代表的な取組事例等について、広く情報提供を行っている。

4 また、本年5月には、動産担保融資に関心のある金融機関や商社、リース会社等を対象に、実際に家畜を活用した動産担保融資に取り組んでいる金融機関や事業者による報告等を内容とする「畜産部門における動産担保融資に関するセミナー」（参加者約80人）を開催したところである。

5 今後とも、ホームページ等を活用し、広く情報提供を行うとともに、経済産業省、関係団体等とも連携を図りつつ、農業者の経営形態に合わせた多様な資金調達手法の選択が可能となるよう環境作りに努めて参りたい。

8. 経営対策、担い手対策について

(4) 規制改革推進のための第2次答申において、「市町村において制度の趣旨に沿った運用がなされているかなどを含めて、認定農業者の農業経営改善計画の達成状況を把握し、必要に応じて改善に向けた必要な措置を講ずるべきである。」【平成20年度措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(答)

第2次答申を踏まえ、市町村における

- ① 認定に当たっての独自基準の設定状況
- ② 認定に当たっての第三者組織からの意見聴取状況
- ③ 認定農業者に対する目標達成状況の把握状況

等の認定農業者制度の運用状況について、平成20年3月末現在で実態調査を実施したところである。

この実態調査の結果については、10月中を目途にとりまとめる予定である。

8. 経営対策、担い手対策について

(5) そもそも、農業就業者や認定農業者は増加しているのか、数値も併せて教示願いたい。

併せて、担い手の増加に向けた対策をどのように講じているのか、教示願いたい。

(答)

1 平成15年から平成20年までの直近5カ年において、農業就業人口は、高齢化の進展等により、368万人(H15)から299万人(H20)に減少し、農家戸数も、298万戸(H15)から252万戸(H20)に減少している。

2 他方、認定農業者については、

- ① 農業関係団体等と連携・協力し、担い手の育成・確保を図るための全国的な運動を展開してきたこと
- ② 認定農業者等の担い手に対し、水田・畑作経営所得安定対策や果樹・野菜・畜産など品目別の経営安定対策を講じるとともに、金融、予算、税制等の各種施策を集中的・重点的に実施していること

等の取組の結果、15年の17.2万経営から20年の23.9万経営に増加している。

3 今後とも、望ましい農業構造の実現に向け、担い手の育成・確保に取り組んで行く必要があると考えている。